

# 埼玉県県産木材利用促進指針

平成15年11月15日 知事決裁  
平成23年 2月23日 改正  
平成31年 3月15日 改正  
令和 4年 4月 1日 改正  
令和 8年 4月 1日 全部改正

## 第1 目的及び位置付け

この指針は、埼玉県県産木材利用促進条例（令和8年埼玉県条例第17号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的事項、目標、その他必要な事項を定めるものである。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づく県方針として位置付けるものである。

## 第2 用語の定義

この指針に使用する用語の定義は、条例に定めのあるもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1)「県有施設」とは、県が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2)「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (3)「県施工土木工事」とは、県が事業主体となり施工する、道路、森林管理道、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (4)「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (5)「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。

## 第3 木材の利用促進の意義

森林は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能を有しており、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っている。

このような森林から生産される木材を利用することは、林業・木材産業の需要を創出し、地域の活性化につながるとともに、「伐って・使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を促進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に寄与する。

また、木材は、建築物などに利用することにより、炭素を長期間にわたり貯蔵でき

るほか、製造時のエネルギー消費が比較的少なく、再生産可能な資源であることから、脱炭素社会の実現にも資する素材である。

さらに、木材は断熱性や調湿性等に優れ、木の香りや質感がもたらすリラックス効果や集中力向上など、心理面・身体面・学習面等においても効果を期待できることから、建築物等への利用を通じて、快適で質の高い生活空間の形成に貢献する。

このように、森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」の理念に基づき、木材の利用を促進することは、森林の多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の健全な発展、さらには県民の豊かな暮らしの実現に寄与するものである。

#### 第4 県産木材の利用促進のための施策に関する基本的事項

##### 1 建築物等における木材利用の促進

###### (1) 公共建築物における木材利用

公共建築物は、広く県民に利用されるものであることから、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。

このため、公共建築物について、率先して木造化及び木質化を促進する。

###### (2) 非住宅や大規模・中高層建築物における木材利用

近年は、強度等に優れた建築用木材であるCLT（直交集成材）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化などにより、大規模・中高層建築物において木材を利用できる環境が整いつつある。また、SDGsへの貢献やESG投資の誘引、社会的評価の向上から民間建築物においても先導的な取組事例として大規模・中高層木造建築物が建築されるようになってきている。

このような状況を踏まえ、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅や大規模・中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進するとともに、埼玉県内においてこれらの建築物を整備する事業者に対して、積極的な県産木材の利用の理解と協力を求める。

###### (3) 住宅における木材利用

木造の新設住宅着工戸数については減少傾向にあるものの、住宅分野は依然として木材の大きな需要先である。

このため、構造材はもとより、内・外装材に木材を活用した戸建て住宅及び共同住宅の建築を促進するとともに、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成及び需要の開拓のための必要な措置等に努め、県産木材を利用した住宅の建築等を促進する。

###### (4) 公共土木工事における木材利用

公共土木工事は、継続的かつ安定的な需要を確保できる上、木材の利用モデルとして民間工事への波及効果が期待できることから、自然環境等に配慮しつつ、間伐

材をはじめとする木材の利用を促進する。

#### (5) 日用品等における木材利用

木材で作られた建具や家具、玩具等の日用品や生活関連製品等は、木の良さを身近に実感できる分野であることから、県民や事業者に対し、県産木材を使用した日用品や生活関連製品等の利用に関する理解の醸成と普及啓発を推進する。

### 2 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及促進等

非住宅や大規模・中高層建築物を含めた建築物全体における木材利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成を図るため、関係団体等と連携して、CLTや木質耐火部材等の先進的な技術の特性やこれらの木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、研修等の実施に努める。

また、建築物全体における県産木材の利用が促進されるよう、県産木材の利用に関する人材の育成に努める。

### 3 その他必要な事項

#### (1) 建築物木材利用促進協定制度の活用

ア 県は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の活用により、建築物における県産木材の利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

イ 県は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針及び本指針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

ウ 県は、建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や県産木材の利用に係る技術的な情報提供や、取組内容についてホームページで公表するなどの情報発信を行う。

#### (2) さいたま県産木材認証制度等の活用

建築物等に利用する木材については、条例の趣旨を踏まえ、県産木材を積極的に利用するものとする。また、「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材又は森林認証制度に基づく認証により、県内の森林から産出されたことが確認できる県産木材の利用に努める。

#### (3) 炭素貯蔵量の認証

県は、炭素を長期間固定することによる効果を適切に評価するため、建築物等における木材利用に伴う炭素貯蔵量の認証を推進するとともに、事業者等に対し、その意義や活用方法の周知に努める。

#### (4) 県産木材の利用体制の整備

県は、公共建築物を整備しようとする市町村や、建築物における木材の利用を促

進しようとする市町村及び建築物を整備する事業者に対し、設計段階からの技術的支援や、県産木材の調達についてその区域内の情報や県産木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、発注者及び設計者が県産木材の利用に取り組みやすい体制整備に努める。

## 第5 県有施設等における県の取組

- 1 県は、自ら率先してその整備する県有施設及び県施工土木工事における県産木材の利用に努める。
- 2 県施工土木工事及び県有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品を積極的に使用する。
- 3 県有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。
- 4 県有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする器具等の導入に努める。

## 第6 県産木材の利用の目標

- 1 県有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、原則として木造化する。
  - (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
  - (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
  - (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。
- 2 県有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木造化・木質化を進める。
- 3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として県産木材を使用する。
- 4 木造化・木質化の実施にあたっては、県内で一般に流通している製材品を最大限に使用するとともに、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLTや新たな木質耐火部材等の活用を努める。

## 第7 県産木材の供給体制の整備に関する基本的事項

### 1 森林整備の推進

森林の有する多面的機能の発揮と持続的な木材生産を図るため、主伐や主伐後の再造林、下刈り、間伐等の適切な森林整備を計画的に推進する。

### 2 林内路網の整備

高性能林業機械や木材運搬車等を効率的に利用するため、森林管理道や作業道等の林内路網や土場等の整備を促進する。

### 3 森林施業の効率化

森林資源の循環利用を一層推進するため、ICTを搭載した高性能林業機械や森林クラウドシステムなどを活用したスマート林業技術の導入を促進するとともに、所有面積が小規模・零細な所有者等の森林を集約化し、森林施業の効率化を図る。

### 4 製材品の加工・流通施設等の整備

製材品の供給能力の向上を図るため、木材加工施設や集積地などの流通施設の整備を促進するとともに、木材に付加価値を持たせるための乾燥機やプレカット加工機などのほか、大規模・中高層建築物での活用及び住宅分野での新たな需要が見込まれるJAS製品などの生産施設等の整備を促進する。

### 5 県産木材供給体制の整備

県産木材の安定供給を図るため、川上から川下までの関係者間の情報共有や連携の強化を促進し、品質が確保された県産木材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、県産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

## 第8 その他県産木材の利用促進に関する事項

### 1 普及啓発

(1) 県は、木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を示す手法の普及、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果の発信等に努める。

(2) 県は、県産木材の利用を通じた木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、市町村、企業、大学、NPO法人など様々な団体と連携・協力し、次代を担う子どもたちや大人も含めた県民に対して、木の魅力や利用の意義を学ぶ「木育」の取組を推進する。

(3) 県は、県有施設及び県施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について県民に分かりやすく示すよう努める。

(4) 木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、積極的に普及啓発に取り組む。

(5) 県は、県産木材を活用した優良な施設に対して表彰を実施するなど、県産木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努める。

(6) 県有施設の管理者等は、多くの県民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

### 2 コスト縮減への留意

公共建築物等の整備において県産木材を利用するにあたっては、県内で一般に流通

している製材品をなるべく多く使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、適正なコスト縮減に留意する。

### 3 推進体制

庁内に設置されている「彩の国活樹促進連絡協議会」を通じて、公共建築物等における県産木材の利用促進に取り組むものとする。

## 第9 適用

- 1 この指針は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この指針は、平成23年2月23日から改正する。
- 3 この指針は、平成31年3月15日から改正する。
- 4 この指針は、令和4年4月1日から改正する。
- 5 この指針は、令和8年4月1日から改正する。

別表（木造化・木質化する県有施設）

	用途	内装の木質化を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校</li><li>・福祉施設</li><li>・医療施設</li><li>・スポーツ・文化施設</li><li>・公営住宅</li><li>・庁舎・職員住宅等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・玄関ホール</li><li>・ロビー</li><li>・共用廊下</li><li>・主要な居室</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・軒（庇）、ピロティ等の雨よけがある外壁</li><li>・軒裏及びピロティの天井</li></ul>
工作物	公共建築物に付属する案内板、掲示板、水槽、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		